

海外進出プラクティス・グループ ニュースレター 特別号

Contents

I. インド新会社法の制定

I. インド新会社法の制定

弁護士 布川 俊彦

インド新会社法制定の背景および経緯

2013年8月29日、Prenab Mukherjee インド大統領による署名、同意を経て、2013年インド会社法(Companies Act, 2013)(以下「新会社法」という。)が制定された。新会社法は、制定後57年が経過した1956年インド会社法(Companies Act, 1956)(以下「旧会社法」という。)を全面的に改正するものである。新会社法は、インド経済社会のグローバル化に対応し、適正・健全な会社運営を確保するとともに、産業界の要請にも配慮したものとなっている。

以下で詳説する通り、新会社法の改正点は、会社の種類や設立、会社の機関といった会社の根本に関する条項にも及んでいる。さらに、新会社法は、クラスアクションを始めとする全く新たな制度をいくつも導入している。したがって、インドに進出する日本企業にとって、新会社法の内容をフォローアップすることは、

コンプライアンスの観点から必要不可欠であるといえる。特に、日本の親会社からインドの現地子会社に派遣され取締役就任している日本人従業員にとっては、新会社法の違反が刑事罰につながる可能性があるだけに、新会社法の内容について十分な注意を払う必要がある。

インドにおける会社法の改正作業は、以下のような経緯をたどった。まず、インド政府が新しい会社法の制定を目指してとりまとめた骨子(Concept Paper)が2004年8月に公表され、インド政府内での議論が進められた。その後、会社法案(Companies Bill, 2011)がインド下院に提出され、2012年12月18日にインド下院で承認され(Companies Bill, 2012)、2013年8月8日にはインド上院(Rajya Sabha)でも承認された。そして、2013年8月29日、インド大統領による署名、同意を経て、新会社法(Companies

Act, 2013)が制定され、2013年8月30日付官報により通知された(2013年法律第18号)。ただし、2013年9月13日時点では99ヶ条が施行されているにとどまる。残り部分の規定については今後官報による通知を経て順次施行される見込みである。

新会社法の多くの規定は、新たに導入された制度の適用範囲等を中心に、その手続等の詳細をインド企業省(Ministry of Corporate Affairs)が制定する下位規則に委ねており、これらの下位規則なしに新会社法の実際の運用状況を見定めることは困難である。当事務所と交流のあるインド人弁護士やインドの新聞等のメディア情報によれば、これらの下位規則の大部分は、インド企業省が専門家、国民およびその他の利害関係者から寄せられた意見を検討した後、本会計年度末(2014年3月末)までには制定されると予測されている。現在、インド企業省のウェブサイトには、下位規則の草案が掲載されている(その詳細については追って補充することとしたい)。

新会社法は、29章、470の条文、7の別紙で構成されている。以下、新会社法の内容を主に次の2つの観点から紹介する。第1に、会社の種類および設立に関連して、多くの日系企業に影響を与えるとみられる重要な変更がなされていることから、これを紹介する。第2に、企業の社会的責任に関する条項等、会社運営の健全性・適正性を確保するための諸制度が多く導入されており、この点も日系の現地法人のコンプライアンスの観点から非常に重要と考えられるので、これを紹介する。

会社の種類および設立に関する主な注目点

(1) みなし公開会社規制(旧会社法4条7項)の撤廃

新会社法では、旧会社法4条7項(みなし公開会社規制)に相当する条項は置かれていない。

旧会社法では、日本企業がインドに子会社を設立する場合、当該子会社がインド旧会社法上の非公開会社の要件を満たしていたとしても、みなし公開会社規制の存在により、公開会社とみなされてしまうことがあった。インド会社法上、公開会社(Public Company)は、非公開会社(Private

Company)に比して厳格なコンプライアンス規制の対象となることから、自由な会社運営を望む外資企業の子会社が公開会社とみなされることは不都合であった。しかし、新会社法には、旧会社法4条7項に対応する規定が存在せず、みなし公開会社規制はなくなった。これにより、日本企業を含む外資企業が現地企業との合弁により子会社を設立する際に、その子会社の実質に即し、公開会社か非公開会社かを選択することができるようになったと考えられる。この変更は、日本企業を含む外資企業がインドに設立する子会社のガバナンスの選択に大きな影響を与えると思われる。

(2) 一人会社(One Person Company)の導入

株主が1人の会社である一人会社の概念が新たに導入された。

旧会社法同様、新会社法においても、最低株主数規制が設けられており、公開会社は7人以上、非公開会社は2人以上の株主の存在が要求されている。これに対し、一人会社は、1人の株主により設立することができ、定時株主総会を省略できる等ガバナンス上の制約も少なく、フレキシブルな会社運営を可能にするために導入されたものである。

ただし、新会社法上直接の規定があるわけではないが、一人株主が死亡した場合に株主となる者についての規定がある等、新会社法第3条の文言上、一人株主は自然人であることが想定されており、法人は一人株主にはなれないと解されている。したがって、今後下位規則で異なる理解が示される可能性は否定できないものの、現時点では、日本企業が直接インドで一人会社を設立することはできないと言える。

適正および健全な会社運営の確保に関する主な注目点

(1) 取締役(Directors)

新会社法では、会社の意思決定の過程に関与する者の多様性を確保し、意思決定過程の客観

性および公正さを保持するために、下位規則にて別途指定される会社は、最低1名の女性取締役を任用することを義務付けられている。さらに、取締役がすべて国外に居住しており会社の実体がインド国内に存在しない状態を回避するため、取締役のうち1名は前年度に182日以上インドに居住している者であることが義務付けられている。日系の現地法人が上記の要件を満たす取締役の適任者を探し出すことは、実務上問題になり得るところである。

(2) 独立取締役 (Independent Director)

旧会社法には独立取締役に関する規定はなかったが、新会社法では、独立取締役の責任、資格、任期等について新たな規定が設けられた。すべての上場公開会社は、全取締役のうち少なくとも3分の1は独立取締役にしなければならない。独立取締役の独立性を担保する観点から、取締役やその親類と会社の関係等について、詳細な資格要件が定められている。任期は原則として5年を超えることができず、連続2期を超える在任は認められない。

(3) 各種委員会 (Committees)

新会社法では、一定の会社には、取締役により構成される監査委員会 (Audit Committee)、指名報酬委員会 (Nomination and Remuneration Committee) の設置が義務付けられている。監査委員会は財務諸表および監査役報告の精査等を行い、指名報酬委員会は取締役の選任等に関与する。いずれの委員会もその過半数は独立取締役に構成される。

さらに新会社法では、1000人超の株主等の証券保持者を有する会社は、取締役により構成されるステークホルダー担当委員会 (Stakeholders Relationship Committee) の設置を義務付けられている。同委員会は、証券保持者の苦情を受付け、解決することを責務とする。

(4) 同一監査役の継続監査の禁止 (Rotation of Auditors)

旧会社法では、監査役の継続監査の禁止に関する規定はなかった。新会社法では、監査役と会社とのなれ合い防止のため、監査役の任期は(個人の場合)連続して5年までとされ、その後5年間は再任されることができないとされた。また、監査役の解任決議要件が普通決議から特別決議に変更される等、監査役の地位が強化された。これらはコンプライアンス重視の近時の潮流に掉さず改正である。

(5) 財務報告監視局 (National Authority for Financial Reporting)

新会社法では、会計・監査基準の遵守の徹底を図るため、中央政府 (Central Government) は、財務報告監視局 (旧会社法上の会計基準諮問委員会 (National Advisory Committee on Accounting Standards) に相当する) を設置できる。同監視局は、旧会社法で認められていた会計基準のみならず、監査基準についても提案する権限を与えられている。さらに、同監視局は、当該基準に違反した疑いのある企業や公認会計士に対する調査権限も有し、違反を発見した場合には罰金や資格停止処分を科す権限を与えられている。

(6) 登録評価人 (Registered Valuer)

新会社法では、財産、株式、社債、証券、暖簾その他の資産や、会社の純資産や負債について評価が必要となる場合、登録評価人として登録され、資格と経験を有する者によって評価されなければならないとされている。例えば、少数株主から株式を買取る場合に株式の評価が必要となったとき、登録評価人が評価することになる。このような財産等の評価は、これまで勅許会計士によって行われてきたが、登録評価人の制度の導入により、より適正な評価を行わせることを狙いとしている。

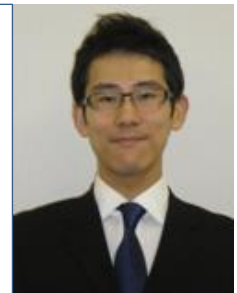
(7) クラスアクション (Class Action)

適正および健全な会社運営の確保の観点から、新会社法では、一定の要件を満たす株主等は、会社法裁定所 (National Company Law Tribunal) に対して、会社、取締役、監査役等の不正行為について差止や損害賠償請求をすることができるクラスアクションの制度が導入された。会社法裁定所の判断に違反した場合、会社については、最大 250 万ルピー以下の罰金が科せられ、責任ある会社の役員は 3 年以下の収監及び最大 10 万ルピー以下の罰金を科せられる。下位規則の詳細も含めクラスアクションの制度が今後どのように運営・活用されるかは現時点では予測困難であるが、インド進出日系企業において何らかのクラスアクション対策が必要となろう。

上 100 億ルピー以上、または純利益 5000 万ルピー以上の会社の取締役会は、直近 3 会計年度の会社の平均純利益の少なくとも 2% を社会的責任を果たすために使う努力をしなければならない。かかる数値を達成できなかった場合、取締役会はその理由を明示する必要がある。数値不達成の場合の罰則はないものの、2% という具体的な数値が規定されていることから、インド進出日系企業においても企業の社会的責任をどのように果たすべきかが重要な課題となることが予測される。

弁護士
布川 俊彦
MAIL/nunokawa@kojimalaw.jp

弁護士登録
第二東京弁護士会



(8) 企業の社会的責任 (Corporate Social Responsibility)

新会社法は、企業の社会的責任について新たな規定を設けている。純資産 50 億ルピー以上、売

セミナー情報

当事務所が主催または当事務所の弁護士が講師を務めるセミナーが下記の通り開催されます。奮ってご参加いただければ幸いです。さらに詳しい内容をお知りになりたい場合は、当事務所または主催団体までご連絡ください。

◆ 「欧州進出・欧州投資成功への道」

講師：金子浩永ドイツ弁護士

ほかドイツから 5 名のスピーカー

主催(予定) : HEUKING KUHN LUER WOJTEK、小島国際法律事務所
 後援(予定) : NRW Japan KK
 内容 : 欧州最大の消費市場かつ最大の生産国であり欧州の地理的な中心であるドイツへの進出・投資につき、長年ドイツで法務・税務・会計・人材獲得/派遣・保険などの分野で多くの日本企業を支援してきた 5 名の専門家達により、ドイツへの進出の成功のためのセミナーを開催します。

日時 : 2013 年 10 月 23 日 (水) 14 時~16 時 (16 時からレセプションを予定)

場所 : 小島国際法律事務所

参加費 : 無料

[2013 年セミナー「欧州投資成功への道」のご案内 | 小島国際法律事務所](#)

◆ 「インド新会社法の解説と進出企業への影響(仮)」

講師：弁護士 雨宮 弘和

主催 : 小島国際法律事務所

内容 : インド会社法の近時改正内容の解説と進出企業への影響(仮)

日時 : 2013 年 12 月 9 日 13 時 30 分~16 時 30 分 (途中休憩 10 分と質疑応答 20 分を含む)

場所 : 金融ファクシミリ新聞社 セミナールーム (地下鉄荏場町駅 北側、東京証券取引所近く)

お知らせ

本ニュースレターでは、紙幅の制約もあり、インド新会社法の概要のごく一部を紹介したにとどまります。当事務所のインドプラクティスグループでは、新会社法の内容をより詳細に解説する冊子を本年度末を目途に作成、公表することを予定しています。この冊子には、新会社法について実務上重要となるポイントや、今後制定される見込みの新会社法の下位規則に関する情報も織り込む予定です。

さらに、当事務所のインドプラクティスグループでは、今後の依頼者の皆様のご要望次第で、2014年の初旬にインド新会社法に関するセミナーを開催することも企画しています(スピーカーにはインドで企業法務を専門としているインド人弁護士を招聘することも予定しています)。

インドプラクティスグループ

当事務所は、1984年の設立以来、日本企業へのインド進出サポート業務を当事務所の中核的業務と位置づけ、これに取り組んで参りました。これまでに当事務所がサポートした日本企業は、製造業(自動車、自動車部品、OA機器、機械、建設機械、ビル管理、医薬、化学等)を中心に、インフラ事業、総合商社、金融、小売、マスコミ等多岐に渡ります。

当事務所では、パートナーの小川浩賢を中心にインド進出サポート業務に精通した弁護士でインドプラクティスグループを構成し、インド法の最新情報の共有、具体的な案件のハンドリング方針の検討を的確に行える体制を整えています。



代表パートナー

小島 秀樹



担当パートナー

小川 浩賢

アソシエイト

雨宮 弘和
赤塚 洋信
高橋 将志
布川 俊彦

本ニュースレターは、法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法又は現地法弁護士の適切な助言を求めている必要があるとあります。また、本稿記載のうち、意見にわたる部分は、執筆担当者の個人的見解であり、当事務所またはその他の事務所の見解ではありません。

本ニュースレターで取り上げてほしいテーマなど、ぜひ、皆様の忌憚ないご意見・ご感想を下記までお寄せください。

小島国際法律事務所

〒102-0076 東京都千代田区五番町 2-7 五番町片岡ビル 4階

TEL :03-3222-1401 FAX :03-3222-1405

MAIL :newsletter@kojimalaw.jp

URL :www.kojimalaw.jp